

平成28年1月から マイナンバー制度が始まります

マイナンバー制度は、住民票をお持ちの方へ、一人一つのマイナンバー(個人番号)を付けて、社会保障・税・災害対策の分野でみなさんの情報を適切に管理し、様々な場所に存在する個人の情報が同一の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバーの3つのメリット

①手続きが簡単に

本人確認や所得などの情報が確認しやすくなるため、証明書などを申請するときに、必要な添付資料の省略ができます。

②給付金等の不正受給の防止

行政機関や地方公共団体が所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けることを防止し、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行えます。

③手続きが早く正確

行政機関や地方公共団体などで複数の業務連携が進み、様々な情報の照合にかかる時間が大幅に削減されます。

マイナンバーはいつ、どのように通知されますか？

10月以降順次、住民票の住所あてにマイナンバーが記載された「通知カード」が送付されます。住民票の住所と異なるところにお住まいの方はご注意ください。

また、希望する方は申請すると、平成28年1月以降に「個人番号カード」の交付を受けることができます。詳しくは、広報9月号でお知らせします。

マイナンバーはどのような場面で使用することになりますか？

平成28年1月以降に社会保障・税・災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。

例えば・・・
・年金を受給しようとするときに、年金事務所にマイナンバーを提示します。

児童手当の現況届を出すときに、市町村にマイナンバーを提示します。

勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票などに記載します。

マイナンバーを他人に提供してもよいのですか？

マイナンバーは、法律で定められた目的以外で、他人に提供することはできません。他人のマイナンバーを不正に入手したり、マイナンバーを含む特定個人情報、他人に不当に提供すると処罰の対象になります。

マイナンバー制度に関する問い合わせ

コールセンター
(全国共通ナビダイヤル)
☎0570(20)0178
午前9時30分～
午後5時30分

※土・日曜日、祝日等と年末年始は除く。

◆問い合わせ

◎制度全般のこと

総務課行政班 ☎(84)1211

◎通知・個人番号カードのこと

住民課住民班 ☎(84)1214

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

マイナンバー制度に関するホームページ

内閣官房「マイナンバー・社会保障・番号制度ホームページ」

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん



マイナンバー